

豊情個審答申第50号  
平成30年(2018年)10月22日

豊中市長  
長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱い  
について (答申)

平成29年9月29日付け諮問第41号により諮問を受けた豊中市情報公開  
条例に基づく行政文書の開示の請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申  
します。

## 第一 審査会の結論

豊中市上下水道事業管理者が行った、「給水装置工事の申込等で、改造工事・増設工事を現在より過去3年間（豊中市管理施設は除く）但し、既設メーターの有りて建物の立替分は除く」に係る行政文書部分開示決定は妥当ではなく、給水装置工事申込書（様式第1号。添付の図面を含む。）及び給水装置工事完了報告及びしゅん工検査申込（様式第2号。添付の図面を含む。）に記載された法人である給水装置工事申込者の住所、名称及び代表者の氏名（以下「法人名等」という。）は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第7条第1号及び第2号に該当せず、開示すべきである。

## 第二 審査請求の経過

### 1 開示請求

審査請求人は、平成29年2月16日、条例第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「給水装置工事の申込等で改造工事・増設工事を現在より過去3年間（豊中市管理施設は除く）但し既設メーターの有りて建物の立替分は除く」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、同年4月17日、本件開示請求に係る行政文書を「給水装置工事の申込等で、改造工事・増設工事を現在より過去3年間（豊中市管理施設は除く）但し、既設メーターの有りて建物の立替分は除く」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「給水装置工事申込書に記載されている申込者名等は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため開示できません。また、法人の印影は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、同年8月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、本件処分は、同年4月17日に行われたものではあるが、審査請求人と開示の実施日時の調整が整わなかったこと等により、同年6月14日まで審査請求人に対し行政文書部分開示決定通知書を交付できなかったことから、審査請求人が本件処分のあったことを知った日は同年6月14日であり、本件審査請求は、行政不服審査法

第18条に規定する審査請求期間内に行われたものである。

#### 4 審査会への諮問

審査庁は、同年9月29日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

### 第三 審査請求の趣旨

本件処分のうち、法人名等を不開示とした部分を取り消し、その開示を求める。

### 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書及び意見書の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 法人名等は豊中市情報公開条例第7条第2号に規定する情報には該当しない。
- 2 実施機関は、行政文書部分開示決定通知書の内容と違う文書を開示している。法人の印影を開示しないことについては、当該通知書において示しているが、法人名等を開示しないことについては、当該通知書において何も説明されていない。
- 3 以前、同内容の開示請求をした際には開示していた法人名等について、本件処分について不開示とするよう判断を変えたことについては、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会に諮るなどの手続を経てから行うべきである。
- 4 建売住宅の間取については、売却後に個人に当該住宅の所有権が移った後は、当該住宅の間取に係る情報は個人情報に該当するのかもしれないが、そもそも、不動産業者によって間取の情報も含めて広告がなされており、建物の間取も所在地も知れ渡っているものであるから、法人名等を不開示とすることには理由がない。

### 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書並びに提出資料の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件行政文書の法人名等について、以下の4つの理由から不開示とすることにより保護される個人及び法人の権利利益と、開示することによって保護される開示請求者の知る権利をはじめとする権利利益を比較衡量した上で不開示とした。
  - ① 不動産会社が、販売を目的とした建物について給水装置工事の申込みをした場合、申込み時点では、当該建物は、法人所有の建物として申込みされるが、その後、売買などにより個人所有の建物となる可能性がある。個人からの申込みである場合は、工事場所は、特定の個人を識別できるため不開示としているが、法人からの申込みである場合に当該法人名等を開示すると、その不動産会社のホームページなどで建物の所在が容易に特定でき、また、個人に関する情報として不開示としている建物の間取や内部構造といった情報も分かってしまう。

- ② 個人事業主が所有している建物が、事業所兼住居として利用されている場合がある。給水装置工事申込書に記載された内容を事業に用いる範囲と住居に用いる範囲に区別し開示することはできないため、個人に関する情報を開示してしまう可能性がある。
- ③ 個人からの申込みであるか、法人からの申込みであるかを問わず、給水装置工事申込書に記載された指定工事業者の住所、名称及び代表者の氏名については開示しているが、当該指定工事業者の情報は、申込者である法人にとって取引先に係る顧客情報であるため、法人名等を開示すると、当該法人がその事業活動の過程で自ら開拓し、取引している顧客に関する情報を開示することとなり、その情報を得た第三者との間で競争上不利な立場になるなど事業活動を損なうおそれがある。
- ④ 法人からの申込みに係る給水装置工事申込書の添付書類には、給水装置工事の計画及び施工のため、建築及び設備図書を基に図面等が作成されることがある。建築及び設備図書については、不開示としている建物の間取や内部構造以外の部分にも、条例第7条第2号に規定する法人等に関する情報が含まれている可能性がある。その情報は当該法人等が建築及び設備の計画、設計及び施工の際、創意工夫した情報であって、実施機関が開示又は不開示を判断することは難しい。そのため、法人名等及び工事場所を不開示とすることにより、法人及び建物の特定がなされないよう取扱うことにより、同号に規定する法人等に関する情報を保護している。
- 2 行政文書部分開示決定通知書においては、上記1①及び②を法人名等について不開示とした主たる理由とし、当該不開示とした部分を「申込者名等」と、その理由を「個人に関する情報」とした。
- 3 給水装置は市が管理している設備ではなく、個人が管理している給水装置に係る情報については、個人情報として慎重な取扱いを行っている。
- 4 給水装置工事申込書に記載された法人名等については、建売住宅を念頭にした個人情報漏えいの危険性に配慮し、平成28年度より開示情報から不開示情報とする判断の変更を行った。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開

示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、同条第2号では、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」をそれぞれ不開示情報と規定している。

## 2 本件審査請求に係る不開示情報該当性の判断

実施機関の主張の要旨1の①、②は条例第7条第1号に該当するというものであり、同③、④は同条第2号に該当するというものと理解されるので、これらについて判断する。

### (1) 条例第7条第1号該当性について

まず、①について検討する。

本件行政文書のうち法人が申込者であるもの（以下「法人申込書」という。）に記載されている情報は、あくまで当該法人等に関する情報にとどまり、原則として当該建物を購入する者の個人に関する情報ではない。当該建物を購入した者が実際に存在している場合においては、当該法人申込書に記載された情報が当該建物を購入した者の個人に関する情報たりうるものではあるが、法人名等を開示したとしても、その情報と本件処分により開示された他の情報と併せても「特定の個人を識別することができるもの」ということはできない。

また、実施機関は、不動産会社が販売を目的とした建物について給水装置工事の申込みをした場合に当該法人名等を開示してしまうと、開示を受けた者は、当該不動産会社のホームページなどの情報と照合することにより建物の所在や間取、内部構造といった情報を入手できる可能性があるところ、当該建物が売買等により個人所有になると、結果的に個人が所有する建物の所在や間取、内部構造といった情報が明らかになってしまうと主張しているが、これは「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」と主張するものと理解される。しかしながら、当該建物の所在や間取、内部構造といった情報は、本件処分の有無にかかわらず、当該建物に係る販売広告や住宅情報サイト、不動産会社のホームページ等を通じて入手できる情報であって、本件処分により法人名等を開示することと、当該建物の所在等の情報が公開されることの間、直接の因果関係はない。また、売買契約が結ばれた建物については、住宅情報サイトや不動産会社のホームページから削除されることが一般的であり、販売を目的とした建物が法人の所有から売買契約等を経て実際に個人の所有となった後について

は、開示された法人名等と住宅情報サイトや不動産会社のホームページなどの情報と照合したとしても、当該建物の所在や間取、内部構造といった情報を入手することはできないため、法人名等を開示することにより、「なお個人の権利利益を害するおそれ」もない。さらに、本件処分においては、添付図面における建物の間取り、内部構造がかなりの程度判明しなくなるように不開示とされている（この点については本件審査請求の対象とはなっていない。）から、実施機関の主張はその前提を欠くところがある。

次に②について検討する。

実施機関は、事業を営む個人が所有している建物について給水装置工事の申込みがなされた場合、当該建物が事業所兼住居として利用されていることがあり、給水装置工事申込書に記載された内容について事業に用いる範囲と住居に用いる範囲とに区別し開示することはできないため、申込者名等を不開示とした旨主張しているが、そもそも本件審査請求は、個人である給水装置工事申込者の氏名等の開示を求めてなされたものではなく、法人名等の開示を求めてなされたものであるから、これらの主張は本件処分に関連性がないから失当である。

以上によれば、法人名等は条例第7条第1号に規定する情報には該当するとはいえない。

## (2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は③において、法人名等を公開することによって、当該法人等がその事業活動の過程で自ら開拓し、取引している顧客情報である指定工事業者の情報を開示することとなり、その情報を得た第三者との間で競争上不利益な立場になるなど事業活動を損なうおそれがある旨主張している。しかしながら、法人名等を公開することによって、法人等の取引先情報が開示される結果となることが、当該法人等の競争上の地位や正当な利益にどの程度影響を及ぼすのかまったく明らかでなく法人名等を開示することをもって「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する」とはいいがたい。

また、実施機関は④において、給水装置工事申込書の添付書類について、不開示としている建物の間取や内部構造以外の部分にも、条例第7条第2号に規定する情報が含まれている可能性があり、当該情報は各法人の創意工夫に係る情報であって、実施機関が開示又は不開示を判断することは難しく、法人名等及び工事場所を不開示とすることにより、法人及び建物の特定がなされないよう取り扱うことで同号に規定する情報を保護している旨主張しているが、実施機関自身が認めているように、これらはあくまで条例第7条第2号に規定する情報を開示してしまう「可能性がある」ことについて言及しているにすぎず、主張に著しく具体性を欠き、法人名等を開示することにより「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する」とは認められない。

以上によれば、法人名等は条例第7条第2号に規定する情報に該当するとはいえない。

### 3 結論

以上の次第で、法人名等は、条例第7条第1号及び第2号に規定する情報には該当するとはいえないから、実施機関はこれを開示すべきである。よって、審査会は「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年（2018年）10月22日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史